

（午後3時20分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、5番 板橋さん。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

今回は、介護する子ども、ヤングケアラーへの支援の在り方についてです。

今、病気や障がい、精神的な問題を抱える家族を介護している18歳未満の子ども、ヤングケアラーの支援の在り方が問われています。

厚生労働省によりますと、ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指すとしています。

日本ケアラー連盟は、具体例として、1、障がいや病気のある家族に代わり、買物や料理、掃除、洗濯などの家事をする、2、家族に代わり、幼い兄弟の世話をする、3、高齢家族の世話や見守りなど、10類型を挙げています。

背景には、核家族化や共働き家庭や独り親家庭が増えるなど家族形態の多様化や、高齢化の影響が考えられます。ケアを担える大人が減少し、支え手が十分でない場合、子どもが引き受けざるを得ない状況が生じます。

本来の年齢や成長の度合いに見合わない過重負担によって心身が疲弊して、学校等を休みがちになったり遅刻が増えるなど、学校生活に支障を来し、学業や進路に影響するケースもあることから、学校や地域が連携して、早期に子どものSOSに気づく仕組みづくり

が求められています。

一方、ヤングケアラーは同世代に悩みを共有できる人が少なく、孤立しがちです。さらに、手伝いと過度のケアとの線引きも難しく、子ども自身も認識していないケースも多く、表面化しにくいことが支援を難しくしています。

厚生労働省は具体的な支援策を検討するため、12月にも教育現場を対象にした初の全国的な実態調査を始める方針です。調査をきっかけに、教育、医療、介護の現場でヤングケアラーの存在が広く認識されることによって、支援への取組みが促進されるという副次的作用に期待を寄せ、同時に、自治体へのヒアリングの中で優良な取組事例があれば周知を図っていく予定としています。

現在、本市でのヤングケアラーの把握や支援の状況はどうですか。

また、今後の取組みについて伺います。

以上、私の壇上からの1回目の質問とさせていただきます。ご答弁、よろしく願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さんの質問、介護する子ども、ヤングケアラーへの支援の在り方に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）介護する子ども、ヤングケアラーの支援の在り方についてお答えします。

現在、子育て世代包括支援センターが把握しているヤングケアラーの把握件数は13件となっています。

背景には、議員おただしにもありますように、核家族化や共働き家庭、独り親家庭の増

加等、家族形態の多様化や、高齢化の影響もありますが、高齢介護はほとんどないのが現状です。

橋本市の家族類型は全国・県と比較して核家族世帯の割合は高い状況ですが、祖父母等が近隣に居住しており、協力し合っただけで困難な場合に対応している場合がほとんどです。

しかし、中には、祖父母との関係が悪く協力し得ない、近くに協力者がいないため家族内で何とかしようとする、保護者に精神疾患やがん等の病気、発達障がい等があり、生活を維持することすら困難で、本来なら大人が対応すべき家事や兄弟の世話等を子どもにまで担わせている事例も少なからずあります。

また、独り親家庭のため、経済的理由で仕事を掛け持ちする、出産による入院等で一時的に上の子が下の子の面倒を見る、両親がそろっていても共働きで、早朝、夜間にも仕事をせざるを得ない場合、日常的に上の子が下の面倒を見る事例も多いと思われます。

家庭内のことは家庭で何とかするのが当たり前と当事者は考える傾向にあり、支援自体を望んでいない、または、支援の求め方が分からない等の理由で声を上げられない状況もあると思われます。

現在、子育て世代包括支援センターが設置され、様々な相談が寄せられていますが、ヤングケアラーの事例を見ると、兄弟の養育のために学校を休ませる、家事が負担になって精神的にしんどくなる等により、子どもの学校生活に支障を来し、学業や進路に影響するようになって初めて把握することになります。

このように、学校現場で把握され相談されることがほとんどですので、関係機関の聞き取りを通じて状況を判断し、必要な保健・医療・福祉サービスにつなげる、状況によっては児童相談所へ相談し、対応を検討し、子どもに負担がかからないよう保護する、支援を

強化する等の対応を行っています。

しかし、独り親家庭、共働き家庭等の中で協力者がいない場合、生きていくために生活改善するには限界があり、教育現場と連携を密にしながら見守り、必要な支援を入れていくしかできない場合もあるのが現状です。

今後の取り組みについてですが、把握の機会は学校現場であることが多いことから、早期支援につなげる仕組みづくりが必要となると考えます。

教育と福祉の連携の中で、子育て世代包括支援センター設置後の相談件数は増加しています。しかし、今回ご指摘のヤングケアラーについては啓発不足などもありますので、今後は校長会等の機会を通じて具体的な事例を共有し、家庭介護の必要な家庭を早急に挙げて、支援の必要な状況を早期に把握できるようにしていきたいと考えます。

また、子どもたちは様々な出会いの中で、ふっとした際にしんどさを口にする人が多いことから、学校現場だけでなく、地域の方々、特に民生委員・児童委員をはじめ、家庭教育支援チーム「ヘスティア」等とも連携を密にし、早期把握のための仕組みづくりをしていきたいと考えます。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん、再質問ありますか。

5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）それでは、再質問させていただきます。

まず、最初に、ヤングケアラーの10類型というのをご覧ください。スライドに映します。

これは日本ケアラー連盟によるヤングケアラーの類型ということで、10個に一応分類されています。

今回質問させていただいて、橋本市の状況として、さっきご答弁いただいたんですけれども、だいたい、1の障がいや病気のある家

族の代わりに、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしているというパターン、だいたいお母さんがちょっと精神障がいとかということで家事できないというので、子どもが代わりにやっているというようなパターンです。

2番の、家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。上の子が下の面倒を見るというような状況。このコロナ禍で学校のほうが休みのときに、独り親なんかだったら、お母さんは働きに行っていて、その間、下の子を見るというような状況とかもあったかと思います。

そういったことで、橋本市としては多分、1と2ということで、高齢介護の方はほとんどないということで、比較的恵まれているとか、都会とかで独り親やったら、何と云うんでしょう、支援してくれる人が周りにいてないんですけども、祖父母が近所に住んでいて、ある程度支えてくれるという状況が橋本市はあるようで、その点ではちょっと救われた気がします。

続いて、スライドを映します。子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」、橋本市はハートブリッジと言います。これは県の子育て世代包括支援センターの関係図という感じになっています。

これを見ながら、だいたいどういう形で、児童相談所あり、保育所、民間企業、団体、もちろん学校、いろいろ、医療、保健所というような形。あと、子育て世代包括支援センターではワンストップ窓口ということで、保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカー、その他いろいろ専門家がそろっているというような状況で、それぞれ子育て世代の人たちをサポートしていくというような体制になっているかと思います。

そこで、質問です。教育現場からの窓口は明確になっていますか。ご答弁をお願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）教育現場からの窓口ということですが、平成29年4月1日に橋本市は、答弁にもありましたように、子育て世代包括支援センターを設置しました。この後、窓口が一本となりまして、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目標に活動してきておりますので、この辺については明確になっていると考えております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

一本化されているということで、今回上がってきたヤングケアラー13件の相談というのは、だいたいいいんですけども、どこから上がってきた、誰がどんな形で寄せていただいたかということと、また、ヤングケアラーの、何人もいてる場合もあるかと思うんですけども、年齢とか学年とか、小学生とか中学生とか高校生とかって、18歳までなので、だいたいどんな子が上がってきているのか教えてください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。

この内訳ですけれども、保育園、幼稚園、小学生、中学生の所属のところからが一番多く、約6割ぐらいがその辺から上がってきています。次に、母親自身からとかがだいたい2割強となっております。

内訳ですけれども、13世帯のうち、高校生が6人、それから、中学生が10人、小学生が14人、就学前が19人となっております。

それと、母親自身から検診や相談の場面で聞き取りとかもやっています、その辺の中で把握して、支援につなげているケースもあると思われます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）結構、だから、上がっ

てくる子どもたちというのは、かなり、不登校ぎみというか、休みがちだったり、多分、遅刻したりとかというようなことで教育現場のほうから上がってくるかと思うんですけども、その一番ひどいというか、虐待とか非行とかを取り扱っている要保護児童対策地域協議会ということで、要対協とよく言われるところなんですけれども、そこに登録されている子どもの数というのはどれぐらいいますか。その中で、ヤングケアラーは今、何人ぐらいになっていますか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）要対協に登録されている子どもの数ですけども、現時点で93世帯、196人です。

その中でヤングケアラーとして認識している世帯については7世帯となっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）要対協の中で、ヤングケアラーの認知度というか、その辺りはどんなものでしょうか。実際には何ったりとかということはないのかなと思うんですけども、今回ヤングケアラーという言葉が私が質問の中で投げかけていますので、その辺りはどういう状況でしょうか。分かる範囲でお願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）済みません、私もヤングケアラーという言葉については認識不足でしたので、要対協の中でも、いろいろな方が集まってやっているんですけども、正直言いまして、認識は低かったと思います。

ただ、今後、これについては非常に大事なところだと思いますので、認識は高まっていくとは思っております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

次のスライドに移ります。これはもう橋本市の具体的なというか、保健師の数とかが入っているバージョンです。

情報提供13件上がってきたと思うんですけども、情報提供後のハートブリッジの動きというのを具体的に教えてください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほども言いましたように、まず、子育て包括支援センターで情報の収集、一括化を行っています。その中で把握している情報については、家庭に関わる関係者や関係機関を介して、必要な、把握可能な情報を集めることから始めています。

その内容をアセスメントとしまして、必要な支援につなげているんですけども、大事なところでは、誰が、いつ、どのように支援するかについて協議しています。

具体的な動きをしているんですけども、初期対応がとても大切なため、アセスメントは必ず複数で実施し、関係機関と連携して支援に取り組んでおります。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

次のところに行きますけれども、今回上がってきているというのは、かなりリスクが高い子どもたちではないかなというふうに思います。

その子たちへの支援ということで、今ご答弁ありましたように、所属とか関係各機関の聞き取りをやっていただいて、状況を判断して、必要な保健であったり医療であったり福祉サービスにつなげるという、状況によったら、ひどい場合は児童相談所というようなところへ相談して対応を検討していただいている、子どもの負担を少しでも減らすというようなことで支援をしていただいているということなんですけれども、本人とか家族への困

り事の聞き取りの方法というか、アセスメントしていただいているということなんですけれども、どんなふうに吸い上げてというか、生活環境等いろいろな状況を聞いて、あと、それを分析していくという形だと思うんですけど、アセスメントは、どんなふうにして聞き取りを行っているのか教えてください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）そのとおりで、本人からの聞き取り、家庭からの聞き取りは非常に難しい状況です。そのためにスムーズに話ができるよう、スムーズに情報が入るように、いきなり子育て支援包括支援センター関係者が入るのではなくて、学校関係の方とかにつないでもらったり、また、同席してもらって、環境設定についてはいろいろ配慮していき、できるだけ詳しい状況、確かな状況を把握できるように配慮しております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）かなり、本人から聞き取りというたら、割と高学年というか、中学生や高校生ぐらいになってきたら、なかなかそういうところも自ら語るというようなことは難しいかなというふうに思いますし、保護者の方も結構お仕事等で忙しくて、直接お会いするということはかなりハードルが高いのかなというふうには思いますけれども、学校の先生とかそういう形で、身近な方を通じて、心を開いていただく環境をつくってから情報を吸い上げるということで、すばらしいと思います。今後もよろしく願いいたします。

答弁の中に、支援の限界ということで、独り親家庭、共働き家庭の中で協力者がいない場合、生きていくために生活改善するには限界があって、教育現場と連携を密にしながらか見守り、必要な支援を入れていくしかできない場合もあるのが現状ですということなんですけれども、私も教育現場にいた身でして、

自分以外のというか、教育現場以外の福祉の方なり包括支援センターの方がそうやって知っていただいているというだけでもかなり心強いですし、状況を見守っていくということだけでもかなり楽になるのかなということもありますので、今後も引き続き、見守り等をお願いしたいと思います。

この図なんですけれども、高リスクの人の下にグレーゾーンという感じで、学校で対応、相談が上がったケースは行政で対応することもあるが、行政が全て把握しているわけではないということで、ほとんどの部分がこのグレーゾーンに当たるのかなということで、学校を休むとか不登校になりそうやというようなことというのは、表面的には、もう何かちょっとさぼるとなとかというような形に取られがちだったり、中学生やったら反抗期やからもう放つといてくれみたいな反応とかがあったりするんですけれども、今回このヤングケアラーという存在というのが分かった時点で、ひよっとしたら背景にもっと深いものがあるんじゃないかなというふうにして、もう一回その子どもたちというのか、を見れるきっかけになるんじゃないかなというふうに思って、すごく期待しているんですけれども、やっぱり、なかなかグレーゾーンで上がってこないということの背景を理由として考えてみたんですけれども、特に、小学生で年齢の低い場合は、自分からはほとんどそれは言えないと思うんです。

保護者のほうに家庭訪問に行ったときに、ああ、ここのうち、ちょっと状況、大変やなと、子どもが何かいつも同じような服着ているとかというような、行き届いてないとか、そんなことを感じたりするとかということと、掌握するような場合が多いということと、あと、先ほど部長も言われたんですけど、家庭内のことは家庭で何とかするのが当たり前

ということで、ほとんど支援というかほかに支援を求めないという場合もあるでしょうし、支援の求め方が分からないということで声を上げられないという場合とか、あと、支援が必要な状況を子ども自身が認識していない、いつもお母ちゃんに下の子見といてというふうに言われて、そのままずっといてと。夜も遅うまで起きてて朝起きられへんで、学校を休んでもうたとかというようなパターンかなと。

あと、高学年になると、自分自身がつらいとか、学校でも家でもなかなか言いづらくて我慢してしまうパターンとか、あと、思春期になってきたら、やっぱりさっきも言いましたけど、反抗心とかで、友達にそんなん、自分とこ、今日は帰って下の弟の面倒見なあかんで言うのはちょっと口が裂けても格好悪く言われへんとか、あと、難病の親とかがいてる場合なんかやったら、周りの高校生がみんなカラオケ行ったりして遊んでいるのに、自分自身はもうそんなことをおくびにも出さんと、家へ帰って目いっぱい家の家事するとかというようなことが背景にあって、自分だけ何でというような、そういう心境に陥ったりして、ちょっと孤独にさいなまれるようなこともあるのかなというふうに想像できたりします。

そういう表面化しないというところにスポットを当ててということで、総務省の基本調査というか、2017年の総務省の就業構造基本調査というのがあって、15歳から29歳で介護を担っている人ということで推計が出ています。全部で21万人ということで、これは2012年には18万人か、やったのが3万人また増えているということで、とにかく増えていく傾向、年々増えていく傾向にあるということです。

今までヤングケアラーに関して、18歳未満

というところの正確な値というのは調査されてこなかったということで、厚生労働省も2018年、2019年には、要対協のほうにそういったヤングケアラーについてということでアンケートというか調査を行っていて、やっとなこさヤングケアラーの実態をつかむということがあったんですけども、ちょっとヘビーなところなので、もっともっと予防的にそれが掌握できないかなということで、今回、これはニュースの抜粋なんですけども、まだ全然、教育委員会等にも何の働きかけもない、新聞等で12月中にという話なんですけども、一切何も情報は入ってきていないような形なんですけども、厚生労働省のほうから各教育委員会のほうに連絡というか調査依頼があって、あと教育現場でヤングケアラーについてのアンケートを行うというようなことになっているようです。

今までに教員に対してそういうアンケートというのは2回あったんですけども、1回目が2015年の新潟県南魚沼市というところの小・中学校の教員対象と、あと、藤沢市が2回目ということで、その2回しか調査はしていないんですけども、その結果から見えてくるとというのがあって、その内容は一部、三点ほど紹介したいんですけども、ヤングケアラーという言葉聞いたことがありますかという問いがあります。それに対して、南魚沼市はその当時25.5%でした。藤沢市は40.6%ということで、1年ごとに少しずつ、ヤングケアラーという名称に関して、だんだんと認知というか周知されてきつつあるということが上がっています。

実際にその調査が終わった後、ヤングケアラーということに対する認知度が上がって、いいことがあります。

何点か紹介しますと、それまでは子どもの遅刻、欠席、不登校、学習意欲の低下とか、

問題行動の背景には、そのままほんまに怠けとかそういう反抗期とかという形で処理されていたのが、ヤングケアラーの要因があるかもしれないという教員の気づきが促進されて、それを知った後は学習面のフォローとか学校生活での配慮、クラブも早引きせなあかん、おまえだけ何でやねんというの、そっと分かって、早う帰れと言うてあげれるような配慮ができるようになったとかということとか、あと、調査中に教員の意識がもう変わって、新たにヤングケアラーとしての掘り起こしができて、それを表面化して、そういったところにつなぐことができたという例も報告されています。

また、より多くの教員が学校現場での限界を感じて、自分らだけではちょっと面倒見切れへんというようなことで、他機関への連携の必要性とその仕組みを認識する結果になったということがあります。

二つ目の質問が、ほかの機関との連携があったかという問いに対しては、南魚沼市はあったけれども32.3%、藤沢市は34.6%で、約3割ということで、なかったというのはもう、南魚沼市は50.8%、藤沢市は44.9%で、ともに5割近くがほかの機関と連携したことがないというふうに答えていました。5年前のことですけれども。5年前、6年前ですか。5年前、4年前。

収集した情報を提供して、福祉やほかの機関との連携の窓口とかその方法が分からなかったという現状が浮き彫りにされたということで、あと、最後に、教員が、自分自身がその子どものことで相談できる相手とか場所があったかという問いに対しては、魚沼市では66.2%、藤沢市では60.0%ということで、6割は超えていて、その主な相談相手というのは、同僚であったり、校長先生、教頭先生という管理職という結果が出ていましたが、も

うそういうのはいなかったという回答もあったんです。これがちょっと問題かなと。

魚沼市は13.8%、藤沢市が15.9%ということで、本当に、抱え込んで担任だけが知っているというような状況というのがここにあったのかなということで、担任が1人で抱え込むのではなく、学校全体あるいは地域と行政が何人もの目で情報共有し、包括的支援をする仕組みづくりの必要性が挙げられたということで、そのときに教員の方がアンケートに答えて言っているんですけども、人が替わっても、特に子育て経験がない若い先生とかで、自分で判断しかねる、難しいなというような状況でも、支援マニュアルとかアセスメントシートがあったらうまく対処していけるのになという声がそのアンケート結果で出ていました。

ということで、今回、教員へのアンケートということが、教員のそういう意識革命になるというか、ということがこのアンケートの結果から分かりましたので、今回行われて3月にはその結果が出るということなんですけれども、それで、橋本市のほうでも教員の、先生方のほうで意識革命というか、それは期待できるのかなというふうに思っていますし、それが予防的なアプローチになって、先ほどのグレーゾーンの子どもたちの早期発見、早期支援につながると言えるのかなというふうに思いました。

ところが、この間の国会答弁で、当初は厚生労働省、自治体の教育委員会を通じて教員へのヤングケアラーの調査という形やっただけなんですけれども、11月17日に政府、萩生田文部科学大臣が答弁した内容は、子ども本人への調査が必要と。学校がヤングケアラーの存在を十分把握できていないというふうな指摘を受けて、子ども自身に調査が必要ということで、児童生徒から直接実態を聞き取れること

になるというふうに発表されたので、きっとこのことで上がってくるヤングケアラーの数が増えるのかなど。うそをついたりということはないのかなと思いますので、早急に支援の方法というのは急がれるなというふうに予想はされます。

そこで質問ですけれども、この教員及び子ども本人に対する国の実態調査の結果で、教員のヤングケアラーへの理解が深まって、教育現場でのグレーゾーンの子どもたちの情報の掌握が進んで、予防的アプローチが必要になると予想されますが、相談の吸い上げに予防への対応は可能ですか、お答えください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）子育て包括支援センターをつくってから、専門職の方を中心にいろいろ相談をやっておりますけれども、その中で担当課の意見を聞きますと、予防というのが非常に大事だというのが出てきています。私自身もそういうような感じを持っています。

来年4月から子ども家庭総合支援拠点事業というのを実施します。これまで以上に、これを実施することによって早期からの支援を実施できるように、また、予防を重点的にやっていきたいと考えております。

また、今回の採用で社会福祉士も1名増員しますので、それも有効に活用していきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）今、社会福祉士1名増員ということで、採用を4月からされるのかなと思うんですけれども、予防の具体的な取組みというのを、今考えておられる範囲でいいんですけれども、どういったことをされるのか教えてください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今回の質問の

後、子育て包括支援センターで具体的にその辺のほうの検討はしていくと思うんですけども、せっかく専門職を採用するというので、かなりの数の方が子育て包括支援センターの中に専門職としておりますので、問題が小さいうちに早めに相談しやすい雰囲気とか仕組みをつくっていききたいと考えています。

また、4月からちょっと機構も一部変えて、家庭支援的な機構も考えておりますので、そこの連携も含めて、かなりの今と違ったヤングケアラーについての支援ができるかなというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

やっぱり訪問的なことというのが一番ありがたいかなど。現場では、自分から行くということは、福祉のほうに行くということは多分あまり先生方ないかなというふうに思いますので、社会福祉士とかそういう専門家の方が訪問していただいて、いろいろつなぎになっていただくということで、早めに相談ができるのかなど、そういう体制が速やかに構築されるのかなというふうに少しすごく期待して、ありがたいなというふうに思います。

早期発見、早期支援につなげるということで、今回、学校の中でも教員が全体でこのことについて、ケース会議とか全体で共有して知っておくということもあるんですけども、それ以外の、先ほど、社会福祉士とかカウンセラーとかいろんな方々が学校のほうに出向いていただくような形で、包括的なもの、そういう支援というのを、さっき部長が言われたようなことがこれからちょっと実現されていくのかなというふうに思います。

国の実態調査の後、厚生労働省と文部科学省が協力した支援体制を構築するというふうに新聞紙上に載っていたんですけども、具体的な方針がこれからいろいろ支援のそういう

マニュアル的なものとかが、アセスメントシートとかというのが作られてきて下りてくるのかなというふうには考えるんですけども、これから先、橋本市のハートブリッジとしては今後どういうふうな方向に進んでいくということをお考えでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ちょっと答弁が違いかも分かりませんが、橋本市の場合、4年前ですか、教育福祉連携室をつくりまして、その後それをなくして子育て包括支援センターを課に昇格したということで、この間、教育と福祉の連携についてはかなりやってきましたし、学校との関係もよくなっているというか、学校との情報のやり取りもかなりの確率で吸い上げております。

今後ですけども、ヤングケアラーに限らず、先生方が支援の必要な家庭に気づいて、それを学校内で協議していただいて、子育て包括支援センターに早期に伝えていただくというのが一番大事な目標かなと思っております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）そういった仕組みづくり的な、こういうものをこれから先考えていただいているのかなというふうには思います。

答弁の中にもありましたんですけども、啓発不足というようなところもあるとの認識を持っておられるのかどうかちょっと分からないんですけども、ヤングケアラーについての啓発といいますか、何か、今回アンケートに答えるということがまず啓発の一步になるのかなというふうに思うんですけども、校長会での事例というか、校長会に行って紹介するみたいなようなことでよかったんですか、先ほど言われていたんですけど、私も新聞のほうでちょっと読んだんですけど、神奈川県の関東学院大学の青木由美恵教授という方が

いらっしゃって、ヤングケアラーに関する情報普及、啓蒙に力を注いでおられるんですけども、大学が開講する教員免許状更新講習でヤングケアラーの存在を取り上げているというようなこととか、県内の民生委員とか児童委員とか、福祉で言うたらケアマネジャーとかというところに、講演活動で広くヤングケアラーについて、まず、教育・医療・介護現場の大人たちがヤングケアラーに気づける目を持つということで、そういうことが重要ということを発信しておられるんですけども、そのことによって、それが長期的に健康教育であったり――の予防であったり、介護が必要になるところの予防というような形に、将来のヤングケアラーを減らせるというふうに強調されているんですけども、そういった方の講演を聞くとかというようにするのは、今後、啓発活動としては実現できたりはするでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今、現在、コロナ禍でなかなか講演というのが難しいんですけども、今日は教育現場の方も聞いていただいていますので、その方らが中心になって講演をやっていただいたらと私自身は思うんですけども、そういうことで。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）では、教育現場の方にちょっとお伺いしたいかなと思いますが、そういった啓発活動というのは、もしも機会があれば、取っていただけたらというようなことはあるんでしょうか。お答えください。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

私もヤングケアラーというのは耳にしていまませんでした。ただ、教育の中で、やっぱり子どもの生活に根差して、そして、子どもに寄り添いながら子どもの実態を探っていくと

いうことは、知っていくということは教育の基本でもあると思います。

このヤングケアラーという新しい言葉に関わらず、子どもたちの生活を見て、例えば過重負担であるならば、それは福祉とつなげていく。

私、家庭の手伝いをするということについては、これはもうすごくいいことだと思っています。ただ、それが過重負担になる場合との見境というのは非常に難しいと思いますので、その辺の研修と、それから、その場合の対応について研修を深めていきたいと思っています。

何よりも、先生方が子どもの生活を知り、子どもに寄り添い、指導していける、そして、福祉と連携していくことを大事にしていきたいと思っていますので、校長会、また、研修の場でも深めていきたいと思っていますので、ご理解をお願いします。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

ヤングケアラーにすごく、結構重い事例もたくさんありますので、教員の方が負担に思っただけで潰れたりするようなことのないように、周りのフォローもお願いしたいかと思います。

その解消という、先生を助けるという意味でも、地域のそういう、学校現場以外の地域の方であったり民生委員であったり児童委員であったり、答弁いただいてきました家庭教育支援チームのヘスティアであったりということとの、ハートブリッジとの連携といえますか、なかなか一つ、組織、民生委員にしる、固まりで見た場合、磁石みたいにぱんとひつつけるということはなかなか難しいですし、組織でありますし、人間関係がその軸になってくるかと思っていますので、そういったところの連携を、これから先どういった形で深めていって、共通の目的である子どもたちの幸

せ、子どもたちが本当に豊かに未来を、人生を、自分の人生をちゃんと歩んでいけるようにということのフォローというか、目的は同じですので、その方たちの連携というのを、どんなふうこれから取っていただけるのかなということ、ちょっと最後にお伺いしていいですか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今回のこのヤングケアラーについては、やっぱりヘスティアの力というのが非常に大事ななと思っています。先ほど言いましたように、4月から一部機構を変えまして、ヘスティアの力を十分発揮できるように、そういう機構も考えております。

それと、多分9月議会だったか、森下議員が質問していただいた重層的支援というのを、それも4月から、具体的に補助金をもらうのはその次の年からだと思うんですけども、4月からちょっとやっていきたいと考えています。

これをやることによりまして、いろんな民間を入れた場合に、やっぱり一番ネックになるのが個人情報の関係なんですけども、重層的支援をやることによって個人情報の枠がちょっと取れると。個人情報を重視しながら、いろいろな支援の連携がやっていけるということがありますので、そうなれば、民生・児童委員、それからヘスティアも入れて、ヤングケアラーの方の支援については、そういうグループをつくって、子育て世代包括支援センターが中心となって解決に向ける会議等をやっているのかなとは思っています。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

今回はまず、このヤングケアラーという言葉、存在を知っていただくということが質問の大事な目的であったんですけども、かな

り、機構のほうもそうやって、家庭教育支援チームであつたりということも変わっていくということで、4月から体制もどンドンと前に進んでいくんだなということをお伺いすることができて、本当にうれしく思っています。

これから先、アンケート結果を受けて、また新しいことが下りてくるかなというふうには思うんですけども、これからはヤングケアラー、若い子どもたちのためにしっかりと、ハートブリッジ中心に頑張って、包括的な支援をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さんの一質問は終わりました。

---

○議長（土井裕美子君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明12月8日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

（午後4時8分 延会）